ごれ、全部連携だる。

政治活動において候補者等の氏名を記載した文書図画の掲示には、規制があります。



政治活動において、候補者等の氏名を記載した文書図画の掲示が認められる場合があります。



政治活動用事務所において、 数量及び規格等の要件を満たす場合は、 掲示が認められています。



演説会場において、演説会の 開催中に限り、掲示が 認められています。 政党その他の政治団体(後援団体を除く)の政治活動における 下記の文書図画の掲示は、認められる場合があります。



弁士が複数掲載される等、 政党等の政治活動と 認められるポスターの場合。



弁士が複数掲載される等、 政党等の政治活動と 認められるのぼり旗の場合。

候補者等の個人の氏名を記載したのぼり旗やポスターは、以下の場合、掲示することができません。

※候補者等ののぼり旗(ポスター)とは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者の、氏名又は氏名類推事項及びその後援団体の名称を表示した、政治活動のために使用されるのぼり旗(ポスター)のことです。



上記事例の掲示をした者は、公職選挙法に基づき、

| 2年以下の禁固又は50万円以下の罰金

となるおそれがあります。